

令和2年第4回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和2年4月30日（木） 午後1時47分
出席委員 （19名）	1番 今吉 耕己      2番 今川 芳信      3番 二月田 努      4番 間世田 恵 5番 西代 秀子      6番 岡村 勝敏      7番 中村 優志      8番 松下 さえ子 9番 山之内 悟      10番 中園 真一      12番 田代 一友      13番 今吉 藤雄 14番 笹峯 久雄      15番 大山 茂美      16番 今村 浩一      17番 東鶴 昭雄 19番 梶島 睦夫
欠席委員 （1名）	11番 長崎 恵里子      18番 常盤 信一
事務局 振興農地グループ	事務局長 内田 大作      グループ長 富久 亮二      サブリーダー 中村 真貴子 主 査 有村 真一      主 査 剥岩 泰三      主 査 山下 良太 主任主事 水迫 時巳      主 事 鵜瀬 祐樹
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農地利用変更届」について 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について 5 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の許可決定」について 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開会 午後1時47分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（会長）	皆さん、お疲れ様です。総会前に少しかだけ話をさせていただきます。4月10日に新型コロナウイルス感染症予防に係るアンケート調査の自粛について、皆さんに文書を発送いたしました。これは、調査において不特定多数の方との接触を防ぐため、また、万が一感染した場合、戸別訪問によりまん延させる可能性があるとの判断から、私と会長代理、そして事務局と協議し、今回の自粛の要請となりました。アンケート調査につきましては、皆さんの努力により3月末の集計において2,560件が終了いたしておりますが、残りの3,500件余りが未調査となっております。 調査の再開につきましては、国や県内の動向を見極め判断しなければなりません。当面の間は、実施が困難であると考えます。このような状況下において、残りの方々への調査をどうするか、現在、郵送等も視野に入れた検討を行っております。今後の方針等決まり次第、皆様にご報告いたしますが、それまでの間、引き続き調査の自粛をお願いいたします。以上です。 それでは早速第4回霧島市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席農業委員は11番委員と18番委員より欠席届が出されておりますので、現在の出席委員は17名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（会長）	次に議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員を議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしの声がございましたので、議事録署名委員は13番委員と14番委員の両名を指名い

	たします。よろしくお願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

議長（会長）	議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が4件提出されましたので、審議を求めます。それでは調査委員の意見報告を求めます。国分の1を9番委員。
9番委員	1番を報告いたします。18番委員に代わり報告します。届出地は敷根地区コミュニティ広場の南東に位置しており、現況は不耕作地である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土をして高低差を平らに均すものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、霧島の2を10番委員。
10番委員	2番です。届出地は東多羅自治公民館の東に位置しており、現況は田と荒地である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容はシラスを0.2m盛土し、表土で敷き均すものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。以上、報告いたします。
議長（会長）	次に、隼人の3を5番委員。
5番委員	3番を報告いたします。届出地は小野小学校の南西に位置しており、現況は田である。利用変更目的は畑として利用するものである。工事内容は盛土を80cmするものである。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。
議長（会長）	次に、福山の4を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	4番を代読いたします。届出地は堀之頭公民館の北東に位置しており、現況は堆肥舎である。利用変更目的は堆肥舎190㎡として利用するものである。工事内容は現状のまま利用する。周囲の農地や用排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われます。終わります。
議長（会長）	只今、調査委員による報告が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の報告につきましてご意見・ご質疑はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届」については、受理することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議ございませんので、本案件は受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）の意見決定」について

議長（会長）	次に議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転7件、利用権設定104件、中間管理権の設定41件の合計152件について、市長より意見を求められております。なお、隼人の24番が4月23日付けで取下げられましたので、利用権設定は103件となり、合計は151件となります。また、農地法第18条6項の解約通知が36件提出されております。これらにつきましては、各地で開催された農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	はい、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定につ

	<p>きまして報告いたします。農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転7件、筆数9筆、面積9,747㎡、利用権設定103件、筆数210筆、面積318,455㎡、中間管理権の設定41件、筆数75筆、面積86,367㎡、このことにつきまして、現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ご苦労さまでした。ただ今の報告について、ご意見・ご質疑はございませんか。</p>
	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長（会長）	<p>ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。ただ今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので。お諮りいたします。議案第2号農用地利用集積計画の意見決定については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>〔全員挙手〕</p>
議長（会長）	<p>全員賛成であります。よって本案件は全件承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。</p>

△ 議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請の所有権移転11件、賃借権1件の計12件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の意見・報告を求めます。まず国分の1から5までを9番委員。</p>
9番委員	<p>1番から5番までを続けて報告いたします。まず1番です。この現地調査につきましては、10番委員にお願いしました。申請地は東多羅自治公民館の南東に位置し、現況は田と不耕作地である。申請地には、※※さんが令和5年9月までの使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,102㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして2番を報告いたします。</p> <p>申請地はカトレア幼稚園の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,583㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして3番を報告いたします。</p> <p>申請地は国分南小学校の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,883㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>4番を報告いたします。</p> <p>この現地調査につきましては、4月22日に7番委員にさせていただいております。申請地は沢馬場公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利</p>

	<p>取得後の耕作予定面積は5,600㎡で下限面積要件を満たしている。受け人は、農地所有適格法人であるが、取得後において農地を適正に利用していない場合の契約解除条件が契約書に記載されており、かつ、地域の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められる。また、業務執行役員のうち、一人以上が農業に常時従事すると認められる。以上のような理由により、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当するが、同第3項の例外規定の全てを満たすため、許可相当と思われる。</p> <p>5番を18番委員に代わり報告いたします。</p> <p>申請地は上井地区公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和2年6月までの使用収益権を設定している。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は74,928㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、横川の6から8までを17番委員。
17番委員	<p>それでは続けて報告いたします。6番。申請地は大住公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,741㎡で下限面積要件を満たしている。取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。受人の法人は法人形態要件、事業要件、構成要件、役員要件の4つの農地所有適格法人の要件を満たすものと認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>7番。申請地は岡村自治公民館の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,196㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>8番。申請地は正牟田活性化センターの北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,744㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園の9と10を4番委員。
4番委員	<p>9番と10番を続けて報告させていただきます。9番。申請地は中津川小学校の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,467㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。</p> <p>10番。申請地は持松一区公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時</p>

	従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,525㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため許可相当と思われる。以上で終わります。
議長（会長）	次に福山の11を15番委員。
15番委員	11番を報告いたします。申請地は堀之頭公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は11,150㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	次に、福山の12を19番委員に代わり5番委員。
5番委員	12番を代読いたします。申請地は牧之原小学校の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は94,047㎡で下限面積要件を満たしている。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。終わります。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
2番委員	はい。
議長（会長）	はい、2番委員。
2番委員	1番についてですが、畑に利用変更が出ていましたが、何を作るのですか。
議長（会長）	10番委員。
10番委員	ツバキを植えて、ツバキ油を化粧品の材料に利用するというこのようです。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
2番委員	はい、わかりました。
議長（会長）	他にございませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。

△ 議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外5件、用途区分変更2件の計7件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。なお、牧園の1は、4月23日付けで取下げ願いが提出されましたので、除外は4件となり、用途区分変更との合計は6件となります。それでは、まず、除外について調査委員の意見報告を求めます。福山の2から5までを7番委員。
7番委員	2番を報告いたします。申出地は、福地地区コミュニティセンターの北東に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は、山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、

	<p>申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>3番を報告いたします。申出地は、新原ふれあい館の北西に位置しており、現況は不耕作地である。除外目的は、山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>次に4番を報告いたします。申出地は、六村公民館の北西に位置しており、現況は畑である。除外目的は、山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。</p> <p>次に5番を報告いたします。申出地は、比曾木野地区公民館の南西に位置しており、現況は畑である。除外目的は、山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申請地は2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申請は除外に係る5つの要件を満たしているため、除外はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、用途区分変更の国分の1を9番委員。
9番委員	1番について報告いたします。申出地は、国分西小学校の南東に位置しており、現況は畑である。用途区分変更目的は、農業用倉庫を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、霧島の2を10番委員。
10番委員	2番、用途区分変更。申出地は、堀之内自治公民館の北東に位置しており、現況は田である。用途変更目的は、農業用倉庫を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農用地除外4件、用途区分変更2件の計6件については、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は全件「承認」という意見を市長に答申することに決定いたしました。

△ 議案第5号 「農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に議案第5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地法第5条農地転用事業計画変更承認申請が4件提出されましたので審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。牧園の1を4番委員。
4番委員	1番を報告いたします。申請地は高千穂小学校の南東に位置し、現況は田である。転用目的は山林にするものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われます。以上です。

議長（会長）	次に、隼人の2から4までを5番委員。
5番委員	<p>2番を報告します。申請地は人権啓発センターの東に位置し、現況は畑である。転用目的は駐車場を建設するものである。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。周囲に農地はないため、影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われま</p> <p>3番を報告します。申請地は県営隼人団地の西に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は一般住宅を建築するものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。家庭用排水は浄化槽で処理するため問題はないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われま</p> <p>4番を報告いたします。申請地は県営隼人団地の西に位置し、現況は不耕作地である。転用目的は山林にするものである。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。周囲に農地はないため、特に問題はないと思われる。周囲に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われま</p>
議長（会長）	調査委員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありませんか。よろしいでしょうか。
12番委員	はい。
議長（会長）	12番委員。
12番委員	4番の植林が山林とはどういう意味ですか。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	転用目的の表示の件ですが、転用目的は山林になります。システムの区分としては植林となるため、このような表示になります。
議長（会長）	よろしいですか。ほかにございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の農地転用事業計画変更承認申請の処分決定」については、全件承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は、全件承認することに決定いたしました。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が4件提出されましたので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。隼人の1を9番委員。
9番委員	1番を報告いたします。申請地は工業技術センターの東に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	次に、国分の2を16番委員。
16番委員	2番です。申請地は新町改善センターの北に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場と車庫を建設するものであ

	り、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、霧島の3を10番委員。
10番委員	3番。申請地は狭名田自治公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人の4を5番委員。
5番委員	4番を報告いたします。申請地は人権啓発センターの東に位置し、現況は畑である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。終わります。
議長（会長）	調査員からの意見報告が終わりました。ただ今の報告についてご意見・ご質疑はありますか。
3番委員	はい、隼人の1につきまして、畑の利用変更届けが出ていましたがその隣ということですか。
議長（会長）	事務局。
事務局	4条申請地の下が利用変更届けで畑として使うということになります。
議長（会長）	3番委員よろしいですか。
3番委員	ということは、利用変更で畑にし、その後、駐車場に変えるという見方でいいですか。
議長（会長）	事務局。
事務局	当初から駐車場ということであれば、転用で駐車場として出していただくことになります。今回の利用変更届けは、畑として使いたいということの申請になります。後々広がっていくのではと心配されると思いますが、農振農用地に入っているところであり、簡単にはできないと思います。畑に変えた後、駐車場になるところではない場所と思います。
2番委員	はい。
議長（会長）	2番委員。
2番委員	その駐車場は借り手が決まっているんですか。
議長（会長）	はい、事務局。
事務局	駐車場の借り手は※※になります。経営されている会社に貸されるということです。
議長（会長）	よろしいですか。ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	はい、全員賛成であります。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、5月11日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたし
--------	--



	<p>ます。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が27件提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、国分の11は4月21日付けで取下げ願いが出されましたので、申請件数は26件となります。それでは、調査委員の意見報告を求めます。まず、国分の1を9番委員。</p>
9番委員	<p>1番を報告いたします。申請地は国分インターチェンジの南西に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は事業用地造成をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に国分の2から福山の6までを8番委員。</p>
8番委員	<p>2番から6番まで続けて報告いたします。まず2番です。申請地は下井公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。転用目的は建売住宅3棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして3番を報告いたします。申請地は敷根東集会所の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に4番を報告します。申請地は北園集落センターの西に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は牛舎1棟・ロール置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5番を報告します。申請地は植村駅の南に位置し、現況は畑である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当すると思われる。転用目的は作業用通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和2年5月11日から令和2年7月31日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>6番を報告します。申請地は堀之頭公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当すると思われる。転用目的は飼料置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>次に国分の7から9までを9番委員。</p>
9番委員	<p>7番から9番までを続けて報告いたします。7番です。申請地はまいづるこども園の北に位置し、現況は造成地である。4月の25日に調査をいたしましたが、2～3日前に造成されていたようです。農地区分は3種農地の都市的環境整備農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地214.23㎡を一体利用するもので、全体計画面積は441.23㎡である。隣接地について</p>

	<p>は、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>8番を報告いたします。申請地は下井簡易郵便局の北西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成29年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして9番を報告いたします。申請地は下井公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に国分の10を16番委員。
16番委員	10番です。申請地は小畑公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	はい、次に国分の12と13を9番委員。
9番委員	<p>12番と13番について、18番委員に代わり報告いたします。まず12番です。申請地は川内地区コミュニティセンターの西側に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>13番を報告いたします。申請地は川内地区コミュニティセンターの西側に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に溝辺の14を1番委員。
1番委員	14番を報告します。申請地は玉利地区自治公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸家2棟を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に横川の15と16を6番委員。
6番委員	15、16を続けて報告します。まず15番。申請地は植村駅の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準

	<p>も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして16番を報告いたします。申請地は霧島温泉駅の北に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に牧園の17から19までを4番委員。
4番委員	<p>17番から19番を続けて報告します。17番です。申請地は高千穂小学校の南東に位置し、現況は田である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>18番です。申請地は栗川公民館の南東に位置し、現況は畑と一部植林である。なお、平成5年3月頃一部植林してしまったという始末書が添付されています。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>19番。申請地は九州電力妙見発電所の東に位置し、現況は山林である。なお、平成29年頃山林にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、すでに実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の20から23までを5番委員。
5番委員	<p>20番を報告いたします。申請地は天降川小学校の南西に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。また、隣接地の宅地97.65㎡を一体利用するもので、全体計画面積は186.65㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>21番を報告します。申請地は住吉運動公園の南西に位置しており、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>22番です。申請地は県営隼人団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は一般住宅を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>23番を報告します。申請地は県営隼人団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性</p>

	も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。終わります。
議長（会長）	次に隼人の24から26までを7番委員。
7番委員	<p>24番を報告します。申請地は鼻切公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は貸資材置場にするものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続いて25番を報告します。申請地は川尻公園の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続いて26番を報告します。申請地は蛭児神社の南に位置しており、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地の500m以内農地に該当すると思われる。転用目的は看板用地及び看板資材置場を建築するものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人の27を8番委員。
8番委員	27番を報告します。申請地は湯田公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は2種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であり実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい、ただ今調査委員からの意見報告が終わりました。ただいまの報告についてご意見・ご質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご意見等ないようですので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、全件許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成であります。よって、本案件は全件許可することに決定いたしました。つきましては5月11日開催の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。それでは、令和2年第4回定例総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。次に「その他」はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	はい、それではないようですので、以上で令和2年第4回霧島市農業委員会定例総会は終了いたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。
事務局長	姿勢を正して下さい。一同、礼。

閉会 14時55分

1 3 番

---

1 4 番

---

1 9 番

---